運 行 系 統 表(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)

なの花交通バス株式会社

新	系統	起点	主たる経過地	終点	キロ程	期間・曜日	等	運行時間帯及び運行回数											総運行		始発	時間	終発時間			系統の新設	
旧	番号						平	6:0	0~9	: 59	10:00	~1	5:59	16:0	0~:	21:59	22:0	0~5:59	回数								系統の廃止
					往	1月~12月	日	往	1	口	往	2	□	往	2		往	0 回	5.0	8	時	13 分	20	時	9	分	
			日本医大病院		12.4km		±	復	2	回	復	1	回	復	2		復	0 回	5.0	7	時	18 分	19	時	14	分	
	4	印旛日本医大駅	印旛郵便局	京成佐倉駅	復		休	6:0	0~9	: 59	10:00	~1	5:59	16:0	0~:	21:59	22:0	0~5:59									系統番号の変更
			白水園		12.4km			往	1	回	往	2	□	往	2	□	往	0 🗓	5.0	8	時	13 分	20	時	9	分	
							日	復	2	回	復	1	回	復	2	回	復	0 回		7	時	18 分	19	時	14	分	
新	系統	起点	主たる経過地	終点	キロ程	期間・曜日	等	運行時間帯及び運行回数								回数			総運行	始発時間			終発時間			系統の新設	
旧	番号						中	6:0	0~9	: 59	10:00	~1	5:59	16:0	0~:	21:59	22:0	0~5:59	回数								系統の廃止
			日本医大病院		往	1月~12月	日	往	0		往	1	回	往	0	□	往	0 回	1.0	12	時	30 分	12	時	30	分	
			印旛郵便局		14.1km		土	復	0	回	復	1	回	復	0	□	復	0 回	1.0	15	時	24 分	15	時	47	分	
新	5	印旛日本医大駅	白水園	なの花交通バス前	復		休	6:0	0~9	: 59	10:00	~1	5:59	16:0	0~:	21:59	22:0	0~5:59									系統の新設
			京成佐倉駅		14.1km			往	0	回	往	1	□	往	0	□	往	0 回	1.0	12	時	30 分	12	時	30	分	
							日	復	0	回	復	1	回	復	0	回	復	0 回		15	時	24 分	15	時	47	分	
新	系統	起点	主たる経過地	終点	キロ程	期間∙曜日	等				運行	運行時間帯及び運行回数							総運行		始発	時間		終発	時間		系統の新設
旧	番号						平	6:0	0~9	: 59	10:00	~1	5:59	16:0	0~:	21:59	22:0	0~5:59	回数								系統の廃止
			日本医大病院		往	1月~12月	日	往	0	□	往	1	回	往	0	□	往	0 回	1.0	12	時	30 分	12	時	30	分	
			印旛郵便局	なの花交通	14.9km		±	復	0	□	復	1	回	復	0	□	復	0 回	1.0	15	時	24 分	15	時	47	分	
新	6	印旛日本医大駅	白水園	高速バス駐車場	復		休	6:0	6:00~9:59 10:00~15:59 16:00~21:59 22:00~5:59																系統の新設		
			京成佐倉駅		14.9km			往	0	回	往	1	□	往	0	□	往	0 💷	1.0	12	時	30 分	12	時	30	分	
							日	復	0	回	復	1	回	復	0	回	復	0 🗓		15	時	24 分	15	時	47	分	

- 注1. 主たる経過地欄に記載する地名等については、当該系統の主要な経過地(空港、鉄道駅、病院、学校その他施設等利用者が集中する箇所。)を記載する。
- 注2. 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を指定された時間帯ごとにそれぞれ記載する。
- 注3. 当該運行系統の運行回数が運輸局長が指定した1日における総運行回数が15回以下のため、全ての運行時刻を記載する場合には、運行回数記載欄の上段に往路の出発地における発時刻を、下段に 復路の出発地における発時刻をそれぞれ記載する。
- 注4. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時刻を記載する場合の運行時刻をどの停留所(発地、着地等)のもので捉えて記載するかについては、運行系統の往路及び復路のそれぞれの出発地にお ける発時刻に基づいて記載する。
- 注5. 上記事例で「平日」「土休日」とあるのは、あくまでも一例であり、平日の(運行回数、始発・終発時刻)と土休日の(運行回数、始発・終発時刻)と休日の(運行回数、始発・終発時刻)が異なる場合等については区別して記載区分して記載する。
- 注6. 総運行回数欄には、平日及び土休日ごとの往路運行回数と復路運行回数の合計運行回数を按分した回数を記載する。(合計回数が奇数の場合は、端数が0. 5回となる。)
- 注7・複数の都県を跨ぐ運行系統については、当該運行系統の起点となる都県を運行する運行系統として扱うものとする。